



発行 新潟県

第 65 号

令和8年8月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 694 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更（福祉保健総務課）
695 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止（福祉保健総務課）
696 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止（福祉保健総務課）
697 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の再開（福祉保健総務課）
698 特定計量器の定期検査（計量検定所）
699 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
700 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

特定調達契約の落札者等（出納局管理課）

企業局管理規程

- 5 猿田ダム操作規程の一部を改正する規程（企業局施設課）
6 胎内第一ダム操作規程の一部を改正する規程（企業局施設課）
7 胎内第二ダム操作規程の一部を改正する規程（企業局施設課）
8 新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

公安委員会規則

- 12 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

告 示

◎新潟県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和8年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	医療法人社団おおじま内科医院	長岡市大島新町4丁目121番地14	令和8年7月1日
旧	大貫内科医院		
新	ドラッグトップス新保薬局	長岡市新保6丁目105番地	令和8年7月1日
旧	ドラッグトップス新保店		
新	メッツ土合薬局	柏崎市大字土合664-3	令和8年7月1日

旧	シナダ調剤薬局		
---	---------	--	--

◎新潟県告示第695号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小林整形外科医院	小千谷市若葉3-97-1	令和8年6月20日
医療法人社団 渡辺内科	五泉市吉沢1丁目9番19号	令和8年6月30日

◎新潟県告示第696号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があった。

令和8年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団おおじま内科医院	長岡市大島新町4丁目121番地14	令和8年4月25日

◎新潟県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出があった。

令和8年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
医療法人社団おおじま内科医院	長岡市大島新町4丁目121番地14	令和8年7月1日

◎新潟県告示第698号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、粟島浦村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う日時等

検査日時		検査場所	検査区域等
9月28日（月）	午後1時から4時まで	粟島浦村役場	粟島浦村全域
9月29日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		

9月30日から令和9年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日、同月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第699号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和8年8月21日

新潟県佐渡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
佐渡市 金井土地改良区	金井土地改良区	維持管理事業	変更	令和8年8月5日	第48条

◎新潟県告示第700号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課、新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 供用開始の区間 小千谷市真人町字堀手乙805番2から十日町市野口2587番1まで
- 供用開始の期日 令和8年8月21日

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 調達件名及び数量
新潟県財務会計システム運用管理業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局管理課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 落札決定日
令和8年7月22日(水)
- 落札者の氏名及び住所
株式会社N T T データ信越
長野県長野市七瀬中町161番地1
- 落札価格
41,060,250円

- 6 契約方式
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和8年6月12日(金)
- 8 落札方法
最低価格

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第5号

猿田ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年8月21日

新潟県企業管理者 斎藤 茂樹

猿田ダム操作規程の一部を改正する規程

猿田ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（洪水警戒時） 第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む予報区を対象として<u>大雨警報が発表</u>されたとき又は洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至ったときから洪水時に至るまでの間並びに洪水時に至ることがなく<u>この</u>警報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。 （予備警戒時） 第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として<u>大雨注意報が発表</u>されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなく<u>この</u>注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。	（洪水警戒時） 第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む予報区を対象として<u>洪水警報、暴風雨警報若しくは大雨警報が発令</u>されたとき又は洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至ったときから洪水時に至るまでの間並びに洪水時に至ることがなく<u>これらの</u>警報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。 （予備警戒時） 第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として<u>洪水注意報若しくは大雨注意報が発令</u>されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなく<u>これらの</u>注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県企業局管理規程第6号

胎内第一ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年8月21日

新潟県企業管理者 斎藤 茂樹

胎内第一ダム操作規程の一部を改正する規程

胎内第一ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前																																							
（洪水警戒時） 第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む予報区を対象として<u>大雨警報が発表</u>されたとき又は洪水が発生するおそれが大きいと認められるに至ったときから洪水時に至るまでの間並びに洪水時に至ることがなく<u>この</u>警報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。 （予備警戒時） 第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として<u>大雨注意報が発表</u>されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなく<u>この</u>注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。 別表第1（第13条、第18条、第19条関係） ダムからの放流に伴う連絡場所 <table><tr><th colspan="2">通知の相手方</th><th rowspan="2">通知の方法</th><th rowspan="2">摘要</th></tr><tr><th>名称</th><th>担当機関の名称</th></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr><tr><td><u>新発田警察署長</u></td><td><u>新発田警察署胎内分庁舎</u></td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr></table>				通知の相手方		通知の方法	摘要	名称	担当機関の名称	（略）				<u>新発田警察署長</u>	<u>新発田警察署胎内分庁舎</u>	（略）		（略）				（洪水警戒時） 第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む予報区を対象として<u>洪水警報、暴風雨警報若しくは大雨警報が発令</u>されたとき又は洪水が発生するおそれが大きいと認められるに至ったときから洪水時に至るまでの間並びに洪水時に至ることがなく<u>これらの</u>警報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。 （予備警戒時） 第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として<u>洪水注意報、風雨注意報若しくは大雨注意報が発令</u>されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなく<u>これらの</u>注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。 別表第1（第13条、第18条、第19条関係） ダムからの放流に伴う連絡場所 <table><tr><th colspan="2">通知の相手方</th><th rowspan="2">通知の方法</th><th rowspan="2">摘要</th></tr><tr><th>名称</th><th>担当機関の名称</th></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr><tr><td><u>胎内警察署長</u></td><td><u>胎内警察署</u></td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr></table>				通知の相手方		通知の方法	摘要	名称	担当機関の名称	（略）				<u>胎内警察署長</u>	<u>胎内警察署</u>	（略）		（略）			
通知の相手方		通知の方法	摘要																																								
名称	担当機関の名称																																										
（略）																																											
<u>新発田警察署長</u>	<u>新発田警察署胎内分庁舎</u>	（略）																																									
（略）																																											
通知の相手方		通知の方法	摘要																																								
名称	担当機関の名称																																										
（略）																																											
<u>胎内警察署長</u>	<u>胎内警察署</u>	（略）																																									
（略）																																											

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県企業局管理規程第7号

胎内第二ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年8月21日

新潟県企業管理者 斎藤 茂樹

胎内第二ダム操作規程の一部を改正する規程

胎内第二ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前																																																					
（洪水警戒時） 第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む予報区を対象として<u>大雨警報が発表</u>されたとき又は洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至ったときから洪水時に至るまでの間並びに洪水時に至ることがなく<u>この</u>警報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。 （予備警戒時） 第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として<u>大雨注意報が発表</u>されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなく<u>この</u>注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。 別表第1（第13条、第18条、第19条関係） ダムからの放流に伴う連絡場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">通知の相手方</th><th rowspan="2">通知の方法</th><th rowspan="2">摘要</th></tr> <tr> <th>名称</th><th>担当機関の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>東北電力株式会社 発電カンパニー水 力部水力 運用センター 所長</td><td>東北電力株式会社 発電カンパニー水 力部水力 運用センター</td><td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新発田警察署長</td><td>新発田警察署胎内 分庁舎</td><td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		通知の相手方		通知の方法	摘要	名称	担当機関の名称	（略）				東北電力株式会社 発電カンパニー水 力部水力 運用センター 所長	東北電力株式会社 発電カンパニー水 力部水力 運用センター	（略）		（略）				新発田警察署長	新発田警察署胎内 分庁舎	（略）		（略）				（洪水警戒時） 第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む予報区を対象として<u>洪水警報、暴風雨警報若しくは大雨警報が発令</u>されたとき又は洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至ったときから洪水時に至るまでの間並びに洪水時に至ることがなく<u>これらの</u>警報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。 （予備警戒時） 第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として<u>洪水注意報、風雨注意報若しくは大雨注意報が発令</u>されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなく<u>これらの</u>注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。 別表第1（第13条、第18条、第19条関係） ダムからの放流に伴う連絡場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">通知の相手方</th><th rowspan="2">通知の方法</th><th rowspan="2">摘要</th></tr> <tr> <th>名称</th><th>担当機関の名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>東北電力株式会社 新潟技術センター 制御所長</td><td>新潟技術センター 制御所</td><td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>胎内警察署長</td><td>胎内警察署</td><td colspan="2">（略）</td></tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		通知の相手方		通知の方法	摘要	名称	担当機関の名称	（略）				東北電力株式会社 新潟技術センター 制御所長	新潟技術センター 制御所	（略）		（略）				胎内警察署長	胎内警察署	（略）		（略）			
通知の相手方		通知の方法	摘要																																																				
名称	担当機関の名称																																																						
（略）																																																							
東北電力株式会社 発電カンパニー水 力部水力 運用センター 所長	東北電力株式会社 発電カンパニー水 力部水力 運用センター	（略）																																																					
（略）																																																							
新発田警察署長	新発田警察署胎内 分庁舎	（略）																																																					
（略）																																																							
通知の相手方		通知の方法	摘要																																																				
名称	担当機関の名称																																																						
（略）																																																							
東北電力株式会社 新潟技術センター 制御所長	新潟技術センター 制御所	（略）																																																					
（略）																																																							
胎内警察署長	胎内警察署	（略）																																																					
（略）																																																							

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県企業局管理規程第8号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年8月21日

新潟県企業管理者 斎藤 茂樹

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

（下線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（参事等） 第22条の2 局、課、係及び班に、参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、経営企画員、主査、専門員及び主任を置くことができる。 2 参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、経営企画員、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、局、課、係及び班の事務を処理する。 （参事等） 第27条 事業所及びその内部組織に、参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。 2 参事、<u>事務専門幹、技術専門幹</u>、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。	（参事等） 第22条の2 局、課、係及び班に、参事、副参事、経営企画員、主査、専門員及び主任を置くことができる。 2 参事、副参事、経営企画員、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、局、課、係及び班の事務を処理する。 （参事等） 第27条 事業所及びその内部組織に、参事、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。 2 参事、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

附 則

この規程は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年8月21日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																		
(交通規制の対象から除外する車両) 第7条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 道路標識等による交通規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）<u>又はこれに接する加速車線若しくは減速車線にあつては令第27条、その他の道路にあつては令第11条に定める速度を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。</u>）の対象から除外する車両 イ・ロ （略） (2) （略） (3) 最高速度の対象から除外する車両 イ （略） ロ 専ら交通の取締りに従事する自動車（最高速度の規制が、高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）<u>又はこれに接する加速車線若しくは減速車線にあつては令第27条、その他の道路にあつては令第11条に定める速度を超える場合を除く。</u>） (4) （略）	(交通規制の対象から除外する車両) 第7条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 道路標識等による交通規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）<u>にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。</u>）の対象から除外する車両 イ・ロ （略） (2) （略） (3) 最高速度の対象から除外する車両 イ （略） ロ 専ら交通の取締りに従事する自動車（最高速度の規制が、高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）<u>にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える場合を除く。</u>） (4) （略）																																		
別表第2（第7条の3関係） <table><tr><th>道 路 名</th><th>区 間</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>一般国道 289号</td><td>(略)</td></tr><tr><td>一般国道 289号</td><td>燕市井土巻3丁目11番から三条市須頃3丁目2番まで</td></tr><tr><td>一般国道 290号</td><td>(略)</td></tr><tr><td>一般国道 290号</td><td>新発田市荒町字元宮甲1558番1から新発田市荒町字家裏甲1172番1まで</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>一般国道 404号</td><td>長岡市西宮内1丁目52番から長岡市新産3丁目1番8まで</td></tr><tr><td>一般国道 404号</td><td>長岡市新産2丁目1番4から長岡市新産2丁目2番4まで</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	道 路 名	区 間	(略)		一般国道 289号	(略)	一般国道 289号	燕市井土巻3丁目11番から三条市須頃3丁目2番まで	一般国道 290号	(略)	一般国道 290号	新発田市荒町字元宮甲1558番1から新発田市荒町字家裏甲1172番1まで	(略)		一般国道 404号	長岡市西宮内1丁目52番から長岡市新産3丁目1番8まで	一般国道 404号	長岡市新産2丁目1番4から長岡市新産2丁目2番4まで	(略)		別表第2（第7条の3関係） <table><tr><th>道 路 名</th><th>区 間</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>一般国道 289号</td><td>(略)</td></tr><tr><td>一般国道 290号</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>一般国道 404号</td><td>長岡市西宮内1丁目52番から長岡市新産3丁目1番8まで</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	道 路 名	区 間	(略)		一般国道 289号	(略)	一般国道 290号	(略)	(略)		一般国道 404号	長岡市西宮内1丁目52番から長岡市新産3丁目1番8まで	(略)	
道 路 名	区 間																																		
(略)																																			
一般国道 289号	(略)																																		
一般国道 289号	燕市井土巻3丁目11番から三条市須頃3丁目2番まで																																		
一般国道 290号	(略)																																		
一般国道 290号	新発田市荒町字元宮甲1558番1から新発田市荒町字家裏甲1172番1まで																																		
(略)																																			
一般国道 404号	長岡市西宮内1丁目52番から長岡市新産3丁目1番8まで																																		
一般国道 404号	長岡市新産2丁目1番4から長岡市新産2丁目2番4まで																																		
(略)																																			
道 路 名	区 間																																		
(略)																																			
一般国道 289号	(略)																																		
一般国道 290号	(略)																																		
(略)																																			
一般国道 404号	長岡市西宮内1丁目52番から長岡市新産3丁目1番8まで																																		
(略)																																			

一般国道 460号	新潟市南区白根日の出町485番6 から新潟市西蒲区漆山8391番まで	一般国道 460号	新潟市南区白根日の出町485番6 から新潟市西蒲区漆山8391番まで
一般国道 460号	新発田市新栄町2丁目622番1か ら新発田市荒町字竹ヶ花前甲1611 番8まで		
(略)		(略)	
主要地方道 新潟亀田内 野線	(略)	主要地方道 新潟亀田内 野線	(略)
主要地方道 新潟亀田内 野線	新潟市江南区東早通1丁目532番 2地先から新潟市江南区東早通1 丁目2416番1地先まで		
主要地方道 新潟亀田内 野線	新潟市中央区出来島2丁目386番 1地先から新潟市中央区出来島2 丁目286番1地先まで		
(略)		(略)	
主要地方道 新潟中央環 状線	新潟市北区かぶとやま2丁目4番 から新潟市北区笹山東149番まで	主要地方道 新潟中央環 状線	新潟市北区かぶとやま2丁目4番 から新潟市北区笹山東149番まで
主要地方道 新潟中央環 状線	新潟市南区上塩俵字道上1243番 地先から新潟市西蒲区升岡字二番 割386番1地先まで		
(略)		(略)	
主要地方道 新潟港横越 線	(略)	主要地方道 新潟港横越 線	(略)
主要地方道 新潟港横越 線	新潟市江南区横越中央6丁目728 番3地先から新潟市江南区横越字 上郷448番8地先まで		
(略)		(略)	
一般県道中 条停車場線	(略)	一般県道中 条停車場線	(略)
一般県道水 原亀田線	新潟市江南区横越中央7丁目732 番3地先から新潟市江南区曙町2 丁目乙259番1地先まで		
一般県道黒 埼新飯田線	新潟市南区西白根字千日上34番 7地先から新潟市南区西萱場字細 割1028番1地先まで		
(略)		(略)	
市道宮内 619号線	(略)	市道宮内 619号線	(略)
市道上川西 144号線	長岡市福道町字本所3015番1地先 から長岡市上野町字四ツ割898番 1地先まで		
市道上川西 147号線	長岡市上野町字四ツ割898番1地 先から長岡市蓮潟町字五郎作398 番10地先まで		
市道上川西 398号線	長岡市上野町字四ツ割898番1地 先から長岡市上野町字四ツ割918		

	番1地先まで		
市道上川西 399号線	長岡市大荒戸町字道満2726番地 先から長岡市福道町字本所3016番 地先まで		
市道中之島 866号線	長岡市中之島字六枚田1993番16 地先から長岡市中之島字六枚田 1982番9地先まで		
(略)		(略)	
市道北6－ 45号線	(略)	市道北6－ 45号線	(略)
市道北6－ 58号線	新潟市北区太郎代字川前1740番 3地先から新潟市北区島見町字坂 ノ下3663番6地先まで		
(略)		(略)	
市道北上第 6号覚路津 線	(略)	市道北上第 6号覚路津 線	(略)
市道新津1 －90号線	新潟市秋葉区福島字稲葉432番1 地先から新潟市秋葉区福島字稲葉 428番1地先まで		
市道新津1 －91号線	新潟市秋葉区福島字稲葉433番2 地先から新潟市秋葉区福島字稲葉 433番1地先まで		
(略)		(略)	
市道新津1 －401号線	(略)	市道新津1 －401号線	(略)
市道新津1 －635号線	新潟市秋葉区福島字稲葉422番1 地先から新潟市秋葉区福島字稲葉 428番1地先まで		
市道新津1 －636号線	新潟市秋葉区福島字稲葉433番1 地先から新潟市秋葉区福島字稲葉 434番2地先まで		
(略)		(略)	
市道亀田1 －295号線	(略)	市道亀田1 －295号線	(略)
市道亀田1 －454号線	新潟市江南区亀田工業団地1丁目 284番17地先から新潟市江南区亀 田工業団地1丁目2528番17地先ま で		
市道亀田1 －480号線	新潟市江南区亀田早通字柳田 3338番1地先から新潟市江南区東 早通2丁目2485番1地先まで		
(略)		(略)	
市道横越木 津線	(略)	市道横越木 津線	(略)
市道横越1 －552号線	新潟市江南区沢海字焼山4188番 1地先から新潟市江南区沢海字焼 山3835番地先まで		
(略)		(略)	

市道原11号線	(略)	市道原11号線	(略)
市道出来島下所島線	新潟市中央区東出来島160番1地先から新潟市中央区上所上1丁目87番地先まで		
市道広域3号線	新潟市西蒲区升岡字二番割410番1地先から新潟市西蒲区大潟村古新田字中ノ島2008番2地先まで		
市道2105号松原線	新発田市荒町字家裏甲1209-19から新発田市荒町字村中1698-31まで		
市道窪川原上黒瀬線	阿賀野市上黒瀬字前川原58番2から阿賀野市窪川原字古阿賀1160番2まで		
市道堀越京ヶ瀬工業団地線	阿賀野市京ヶ瀬工業団地3610番155から阿賀野市下里字樋尻1203番4まで		
市道工業団地中央線	阿賀野市京ヶ瀬工業団地3610番151から阿賀野市京ヶ瀬工業団地1062番4まで		
市道燕三条停車場線	燕市井土巻3丁目27番から燕市井土巻3丁目246番まで		
市道燕三条停車場2号線	燕市井土巻3丁目213番から燕市井土巻3丁目207番まで		
開発4号線	北蒲原郡聖籠町東港3丁目6240-42から北蒲原郡聖籠町東港3丁目432-17まで		
長峰線	北蒲原郡聖籠町東港3丁目6068-48から北蒲原郡聖籠町蓮潟2989-2まで		
開発6号線	北蒲原郡聖籠町東港7丁目15-1から北蒲原郡聖籠町東港7丁目5989-12まで		
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。